

所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託
仕様書

令和7年5月

所沢市環境クリーン部

所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託仕様書

1. 業務名

所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託

2. 業務委託の概要

本業務は、公共施設約 200 施設を対象として、施設の照明器具の現況調査、LED 照明器具一括導入に係る二酸化炭素排出量の削減効果や概算費用の算出、事業手法の比較検討等を実施することにより、今後予定されている LED 一括導入事業の実施に向けた基礎資料を作成することを主な目的として所沢市（以下、「発注者」という。）が実施するものである。

3. 契約期間

委託契約締結日～令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

4. 業務委託の内容

概要は次のとおりとし、詳細は本業務の受注者（以下、「受注者」という。）との協議により決定する。

(1) 調査対象施設

別紙 1 「LED 一括導入調査等支援業務対象リスト」を調査対象とする。

(2) 業務の内容

① 事業手法の検討

ア LED 一括導入事業の実施に向けた課題等の整理

他自治体等における事例、発注者の状況（施設数、対象施設の種別、職員体制、事業債の活用等）、スケジュール、関連法令等を踏まえ、LED 一括導入事業の実施に向けた懸念点や、各事業手法のメリット及びデメリット等を整理し、比較検討のうえ各手法の優先順位を提案すること。

比較にあたっては発注者が実施した「所沢市公共施設 LED 一括導入事業に係る官民対話」の結果を踏まえること。

比較検討の対象とする事業手法は、従来方式の公共工事、デザインビルド(DB)、PFI 法に基づく特定事業(BTO)、リース、ESCO を最低限とし、その他の手法についても受注者の提案により対象とすることができる。

BTO の事業期間は 10 年、リースの賃貸借期間は 10 年、ESCO のサービス期間は 3 年を基本とする。

従来方式の公共工事、デザインビルド(DB)には維持管理を含まないものとする。ESCO はギャランティード・セイビングス方式とし、削減保証は行わないものとする。

イ 概算費用の算出

発注者から提供する資料（施設の情報、平面図、立面図、電気設備図）を基に、LED 一括導入事業に係る LCC 及び VFM を事業手法ごとに算出する。

LCC は 10 年と 15 年のそれぞれで算出するものとする。

ただし、施設により提供する資料が不足している場合があるため、必要に応じ現地調査を実施する等により情報を補完すること。

対象となる事業手法は「ア LED 一括導入事業の実施に向けた課題等の整理」と同様とする。

事業手法ごとに事業債の活用等により財政負担の軽減が見込まれる場合は、軽減見込額も算出すること。

設置されている照明は既に LED 化されているものも含め全て LED 化することを前提に費用を算出すること。

施工費等は原則「令和 7・8 年度 建設工事請負等競争入札参加資格者名簿」において電気工事業で登録されている所在区分が市内の業者を活用する前提で、見積を徴取する等により算出すること。

算出に伴う器具の選定や施工方法の検討にあたっては、別紙 2「関連法令一覧」に記載の関連法令の遵守を前提とすること。なお、技術的に困難な場合を除き、原則ランプと照明器具をあわせて交換するものとする。

② 現況調査

ア 調査対象施設の現況調査および照明設備の内容等の整理

発注者から提供する資料（施設の情報、平面図、立面図、電気設備図）を基に、施設ごとの照明一覧を別紙 3「照明器具一覧表」を参考に作成する。記載項目は別紙 3「照明器具一覧表」に記載のものを必須とする。

照明の点灯時間については施設の開館時間等から推定すること。

ただし、施設により提供する資料が不足している場合があるため、必要に応じ現地調査を実施する等により情報を補完すること。

発注者から提供できる資料は別紙 1「LED 一括導入調査等支援業務対象リスト」に掲載している資料とする。

イ 二酸化炭素排出量等の削減効果の試算

調査結果を基に、LED 照明を導入した際の二酸化炭素排出量、照明使用に伴う電気使用量、電気料金の削減効果を試算すること。期間は 10 年と 15 年のそれぞれで試算するものとする。

施設ごとの電気料金は受注後に発注者から提供するもの（従量料金＋燃料調整費＋再生可能エネルギー発電促進賦課金）を使用する。二酸化炭素排出量の算定に使用する排出係数は東京電力エナジーパートナーの R5 年度実績における残差の調整後排出係数を用いるものとする。

③ 総括報告

本調査にて得られた情報及び検討結果等は、今後予定されている LED 一括導入事業の実施に向けた基礎資料となることを念頭に、業務を総括する報告書を作成し、発注者に提出すること。

記載項目については上記①及び②の結果の概要をまとめたものとし、詳細は発注者と協議の上決定する。

5. 成果品

(1) 報告書

次に掲げる各報告書をまとめ、A4 版ファイル綴じ（両面印刷（カラー））で 1 部納入すること。尚、納入前に事前に発注者に記載項目及び内容について確認し、承諾を得ること。

①事業手法の検討に係る報告書

②現況調査に係る報告書

施設ごとの照明一覧（別紙 3 「照明器具一覧表」に準じた書式で作成）

③総括報告書

①及び②の結果の概要をまとめたもの

(2) 報告書原稿データ

①～③の原稿データ

電子媒体（CD-R または DVD-R） 1 枚

※原稿データについては、PDF 版及び Word や Excel で作成した電子データを納入すること。特に②現況調査に係る報告書については Excel 形式で納入すること。

6. 成果品の提出

(1) 提出方法

下記提出場所に直接提出する。提出の際は事前に電話で連絡すること。

(2) 提出場所

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1

所沢市役所 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

7. 付帯要件

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、発注者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。

発注者との協議・打合せを行った場合、受注者は議事録を作成し、協議・打合せを行った日から 5 営業日以内に電子メールで発注者に提出すること。議事録の様式は

任意とする。

- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、所沢市個人情報保護条例（平成13年3月29日条例第7号）に基づき十分留意すること。
- (3) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、発注者が受注者の請求により貸与するものとし、受注者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受注者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたっては、善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受注者の負担により対処するものとする。
- (7) 本業務の成果品に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (8) 本業務の成果品は、今後予定されているLED一括導入事業の実施にあたり必要に応じて市が開示する可能性がある。
- (9) 受注者は、発注者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

8. 納品検査、引渡し及び請求

「3. 契約期間」内に成果品を提出するものとする。

9. 仕様の変更等

- (1) 発注者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受注者の承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議して定め、受注者は発注者の指示に従うこと。